

**令和3年度
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
(車両・充電インフラ等導入補助事業)**

**応募要領
—外部給電器—**



令和3年4月

一般社団法人次世代自動車振興センター

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人性世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請又は受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行なわないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査等を行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、又は、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

一般社団法人性世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を遵守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査等、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
②シンポジウム開催等の次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合又は業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失及び改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法等個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント

I-1. 全体の流れ

: センター

1. 補助金交付申請の募集

: 申請者

- ↓ ▶補助金交付申請書の受付期間は2021年4月28日から2022年1月31日までです。
(但し、予算不足の恐れが発生した場合は受付期間を短縮する場合があります。)

2. 補助金交付申請書類一式の提出

- ↓ ▶補助金の交付を申請する外部給電器1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付し提出して下さい。
▶申請書類は、郵便か宅配便で送付してください。持ち込みによる受付はいたしません。

3. 補助金交付申請書類の審査

- ↓ ▶補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。

4. 補助金交付決定通知

- ↓ ▶審査の結果、交付が決定した補助金申請者に通知します。
▶交付決定までの期間は、不備の無い交付申請書類一式がセンターに到着した後、1ヶ月程度を目途とします。
但し、申請書類が集中した場合はさらにかかることがあります。

5. 外部給電器の発注・購入

- ↓ ▶外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降である必要があります。
▶外部給電器の「納品」並びに「購入費全額の支払い又は支払い手続きの完了」は、交付決定通知書発行日から60日以内となるようお願い致します。

6. 実績報告書類一式の提出

- ↓ ▶外部給電器購入後、外部給電器1台ごとに実績報告書を作成し、定められた書類を添付し提出して下さい。
▶実績報告書は、当該外部給電器に係る購入費全額の支払い又は支払い手続きの完了の日または納品日の遅い方から起算して30日以内、もしくは2022年3月1日(必着)のいずれか早い日までに、センターに提出して下さい。

7. 補助金額確定通知

- ▶期限内に提出された実績報告書類の内容をセンターで確認し、補助金額が確定した申請者に「補助金の額の確定通知書」を送付します。
- ▶補助金額確定通知までの期間は、不備の無い実績報告書類一式がセンターに到着した後、概ね1ヶ月程度を目途とします。
但し、申請書類が集中した場合はさらにかかることがあります。

8. 補助金交付(振込み)

- ▶「補助金の額の確定通知書」の発行後 1週間程度で補助金交付申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

9. 外部給電器(財産)の一定期間の保有

- ▶補助金を受けて取得した外部給電器(「取得財産等」という)は、3年の定められた期間(取得財産等の処分制限期間)は保有することが義務付けられています。
- ▶期限内に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ▶センターでは、定期的に、補助金を交付した外部給電器の保有状況を調査しています。

I-2. 重要ポイント

- ◎申請者は、地方公共団体・その他の法人(リース会社含む)が対象です。個人は対象外です。
リース会社が申請する場合でも、借入者が個人の場合対象外となります。
- ◎外部給電器の発注は補助金交付決定通知書発行日以後であることが必要です。
また、外部給電器の「納品」並びに「購入費全額の支払い又は支払い手続きの完了」は、交付決定通知書発行日から60日以内となるようお願い致します。
- ◎実績報告書は、当該外部給電器に係る購入費全額の支払い又は支払い手続きの完了の日または納品日の遅い方から起算して30日以内、もしくは2022年3月1日(必着)のいずれか早い日までに、センターに提出して下さい。
- ◎予算が限られていますので、予算不足の恐れが発生した場合は受付期間を短縮することがあります。

(1) 補助金の募集要件

- 補助金交付申請書の受付期間は次の通りです。

補助金交付申請書受付期間：2021年4月28日～2022年1月31日（必着）

（但し、予算不足の恐れが発生した場合は受付期間を短縮する場合があります。）

- 申請書類は、必ず、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付は行いません。

☆（注意）センターに提出した書類は返送致しませんのでご了承下さい。

(2) 補助金交付申請書類の提出

- 補助金交付申請ができるのは「地方公共団体・その他の法人」「リース会社」です。

☆（注意）個人は申請できません。リース会社が申請する場合でも、個人が借入者の場合、申請できません。

☆（注意）独立行政法人は申請できません。

☆（注意）補助金交付申請書内に、法人番号の記入が必要です。

申請者への補助金交付等に関する情報が、国の gBizINFO サイトにて公表されます。

- 補助金交付申請には以下の条件もあります。

①国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。

地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

②反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人（地方公共団体を除く）の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

- ☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、12 ページ（添付 4）参照
- ③申請者は、申請外部給電器の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することについて了承する必要があります。

(3) 補助対象外部給電器の購入・リース

- 外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降である必要があります。
- 補助対象外部給電器は、センターが承認した外部給電器のみです。
補助対象外部給電器は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。
http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02ho/r02ho_v21_meigaragotojougen.pdf
- ☞ 当応募要領作製時点の補助対象外部給電器は「(添付1)銘柄ごとの補助金交付額」(10 ページ)参照。
- 既に補助金の交付を受けた外部給電器は補助対象になりません。
補助金の交付は外部給電器ごとに 1 回限りです。
- 購入代金全額の支払いが完了していない購入形態(手形による購入等)は、補助金の交付はできません。
- 外部給電器の「納品」並びに「購入費全額の支払い又は支払い手続き完了」は、交付決定通知書発行日から 60 日以内となるようお願い致します。

(4) 実績報告書類の提出

- 外部給電器購入後、外部給電器 1 台ごとに実績報告書を作成し、定められた書類を添付し提出して下さい。
- 実績報告書は、当該外部給電器に係る購入費全額の支払い又は支払い手続きの完了の日または納品日の遅い方から起算して 30 日以内、もしくは 2022 年 3 月 1 日(必着)のいずれか早い日までに、センターに提出して下さい。

(5) 外部給電器（財産）の一定期間の保有義務

- 補助金を受けて取得した外部給電器（「取得財産等」という）は、原則として、定められた期間（3年）は保有することが義務付けられます。（この期間を「処分制限期間」といいます）
- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。
また、補助金の返納が必要となります。

- ☞ 取得財産等の処分制限期間は、12 ページ参照
- ☞ 手続きの詳細は、「IV 計画変更・財産処分等の手続き」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| ①補助金の目的に反する使用 | ②譲渡(売却) | ③交換 |
| ④貸付 | ⑤廃棄 | ⑥担保に供すること |

☆ (注意) センターでは、補助金を交付した外部給電器の保有状況を定期的に調査します。

センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求めることがあります。

(参考) 当補助金に適用される税法上の扱い

○当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

(6) 補助金額の算定方法

- 補助金額は購入価格に関係なく型式ごとに「定額(千円単位)」です。
- 補助金額の算定は、補助金上限額 50 万円内で、外部給電器の型式ごとに下記の方法で算定します。

本体価格(消費税抜き) × 補助率(1／3) ※千円未満切り捨て

(添付1)銘柄ごとの補助金交付額

補助対象外部給電器は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02ho/r02ho_v2l_meigaragotojougen.pdf

当応募要領作製時点の補助対象外部給電器

【外部給電器】2021年4月28日現在

メーカー名	型式	補助金 交付額 (千円)
豊田自動織機	EVPS-L1	500
ニチコン	VPS-4C1A	216
本田技研工業	EBHJ	364
三菱自動車工業	MZ604775	47

補助金交付上限額: 500 千円

参考		
センター承認 本体価格(円)	定価(円)※	補助率
1,500,000	1,500,000	1/3
650,000	650,000	1/3
1,092,500	1,092,500	1/3
142,667	142,667	1/3

※定価はメーカー希望小売価格
(消費税は含まない)

(添付2)補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等の管理規程

(業務実施細則 別表5)

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減並びに災害時のレジリエンス向上に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分(譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為)してはならない。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(添付3)取得財産等の処分を制限する期間

(業務実施細則 別表6 拠粹)

【外部給電器】

外部給電器	3年
-------	----

(添付4)暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第19条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。